

「（仮称）島牧風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する質問事項及び事業者回答

1. 全体に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
1-1	-	前倒し調査	1次	本事業に関し、アセス手続き迅速化等を目的とし、環境に関する前倒し調査を実施している又は実施を検討している場合、環境要素ごとに調査の実施時期や内容をご教示ください。	本事業では、下記の前倒し調査の実施を検討しております。 ・先行猛禽類調査：2025年12月開始予定
1-2	-	図書の公表	1次	貴社ウェブサイトにおける、配慮書のインターネットでの公表期間は縦覧期間のみとしていたほか、電子縦覧図書のダウンロードや印刷について不可としていました。これらについて、図書の公表に当たっては、広く環境保全の観点から意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや縦覧期間終了後も継続して公表することにより、利便性の向上に努めることが重要と考えますが、事業者の見解を伺います。 なお、環境省は、縦覧又は公表期間を超えると、環境影響評価図書の閲覧ができなくなっていることを踏まえ、国民の情報アクセスの利便性向上や情報交流を図ることを目的に「環境影響評価図書の公開について」（環境省大臣官房環境影響評価課長通知、H30.4.1施行 R4.6.30改訂）を発出し、事業者の協力を得て、環境影響評価図書の公開を進めることとしていることを踏まえてご回答願います。	図書の公表は環境影響評価法及び電気事業法で定められた手続きに則って実施しております。 今回公表している配慮書はあくまで現段階での事業計画や環境調査の方法をまとめたもので、計画は皆様のご意見や関係機関の審査の過程で更新される可能性があります。縦覧期間終了後に、更新前の計画案をそのままご覧いただくことはかえって誤解を招くことにもなりかねませんので、一旦縦覧を終了させていただいております。 なお、環境影響評価手続の最終段階である評価書については、継続公表に努めます。
			2次	①縦覧者数と縦覧期間におけるインターネットで公開されたページへのアクセス数をそれぞれご教示ください。また、その数値を見て、相互理解への効果について、どのようにお考えでしょうか。 ②今後、地域住民の方から配慮書を閲覧したいとの要望があった場合には、どのような対応を想定されているかについて、ご教示ください。	①縦覧者数は0で、縦覧期間におけるインターネットで公開されたページへのアクセス数は742でした。インターネットによる縦覧の方が多くの方々にご覧いただき、相互理解が深まったと認識しています。 ②今後、地域住民の方から配慮書を閲覧したいとの要望があった場合には、個別に開示し説明する方向で考えています。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
1-3	-	相互理解促進	1次	関係自治体や住民の事業への理解を得るために、積極的な情報提供が必要と考えますが、現時点で事業者が考える相互理解の促進方法をご教示ください。	関係自治体様とは、事業説明やアセス手続に関する事前の情報提供を実施し、適宜相談を重ねながら対話を継続しております。 また、住民の皆様へは、2024年から本事業の事前調査の一環としての風況観測塔設置に際して、地元の区長様と連携し、事業概要の説明を重ねています。 なお、再エネ特措法に基づく事業説明会を2024年12月16日（島牧村）、17日（寿都町）でそれぞれ開催し、事業への理解を得るための情報提供を行ってきております。今後も、アセスのご意見を参考にしながら、更なる相互理解のために必要に応じて追加の説明会等を検討してゆく考えです。
			2次	①1次回答において、今後も、アセスの意見を参考にしながら、必要に応じて追加の説明会等を検討するとのことでしたが、地域住民や地域の事業者等から直接意見等が寄せられた場合は、適宜、丁寧にご説明いただくようお願いいたします。 ②再エネ特措法に基づいて開催された説明会について、対象者の範囲をご教示ください。 また、本事業により影響を受ける範囲には、黒松内町も含まれている（p.3）ことも踏まえ、より対象者を広範囲とした説明会を開催する必要はないか、事業者の見解をご教示ください。 なお、既に開催済である、又は、開催を予定されている場合は、その旨が分かる回答としてください。 ③島牧村及び寿都町において再エネ特措法に基づく事業説明会を開催したとのことですが、黒松内町への事前相談において、開催不要であることを確認したと考えてよろしいでしょうか。 また、再エネ特措法に基づかない説明会の開催について要望がなかったのかについてご教示ください。	①拝承しました。 ②再エネ特措法に基づいて開催された説明会について、対象者の範囲は「説明会及び事前周知措置ガイドライン」に従い、敷地境界線からの距離が1km以内としました。 また、黒松内町も含めた対象者をより広範囲とした説明会を開催する必要性については、法及び自治体の要請を踏まえ今後適切に対応します。 ③黒松内町への事前相談において、開催不要であることを確認しました。また、再エネ特措法に基づかない説明会の開催について要望はありませんでした。

2. 「第2章 第一種事業の目的及び内容」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-1	2	2.1 第一種事業の目的	1次	「本事業は我が国のエネルギー需給を改善するため、ネイチャーポジティブ経済の実現に取り組みながら環境への負荷が少ない風力発電所を設置することで、再生可能エネルギーの供給、地域の活性化と目標の達成に貢献することを目的とする」旨記載されていますが、本事業におけるネイチャーポジティブに係る取組について具体的に予定している事項がありましたら、ご教示ください。	環境影響評価の手続きを通じて、動物・植物の種の保全や外来種対策、生態系の機能の維持等を適切に実施することがネイチャーポジティブに係る取組と認識しております。具体的な施策については今後検討を進めてゆく予定です。
			2次	令和5年に閣議決定された「生物多様性国家戦略2023-2030」において、ネイチャーポジティブ（自然再興）とは、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること」とされているため、単に現状の生態系の機能を維持するだけでなく、自然環境を回復させることを意味していると認識しております。このことを踏まえ、今後、取組の具体的な検討をしていただきたいと思いますと考えますが、事業者の見解を伺います。	ネイチャーポジティブの主旨について、ご記載の通りと認識しております。今後、自然環境を回復させることを踏まえた具体的な取り組みについて検討して参ります。
2-2	7	図2.2-1(4)事業実施想定区域（拡大図1）	1次	本ページの北部の風力発電機の設置予定範囲にはNHKの中継所が存在しますが、風力発電機の設置により、本中継所への影響はないのでしょうか。	NHKの中継所の存在については把握しております。今後、影響がないように計画を進めていく予定です。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-3	13 28	② 国土防災 関係 (保安林)	1次	<p>①事業実施想定区域の検討にあたり、保安林の分布を確認する必要があると判断された理由をご教示ください。</p> <p>②保安林の分布を確認した結果について、事業実施想定区域及び風力発電機の設置予定範囲を検討するにあたり、どのように活用されたのか（活用されなかった場合は、その理由）をご教示ください。</p> <p>③保安林の区域の内、事業実施想定区域から除外しなかった区域における改変行為によって、保安林（土砂流出防備保安林・水源かん養保安林・干害防備保安林）の機能低下による影響が生じないよう、図書に記載のある「必要に応じて関係機関と協議」を行った上で、p. 284に記載のある留意事項のほか、具体的にはどのような対応を行うことを予定されているかご教示ください。特定の樹種や幹の太さなどから判断して伐採しない区域を絞り込むなどの対応を予定しているのでしょうか。</p>	<p>①林野庁のウェブサイト「保安林とは、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林です。」と記載されております。従いまして、そういった防災の観点から確認する必要があると判断しました。</p> <p>②配慮書の段階では、まずは保安林の分布を把握し、可能であれば区域から除外することを考えています。配慮書の段階では、事業可能性確保の観点や「区域を広めに設定する」ことで複数案を検討していることから、事業実施想定区域を広めに設定しているため、今後、方法書以降の手続きにおいて区域の絞り込みを実施いたします。</p> <p>③特定の樹種や幹の太さなどから判断して、伐採しない区域を絞り込むなどの対応を予定しています。</p>
			2次	<p>1次回答②について、発電所に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書における複数案等の考え方（平成25年9月30日 経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/files/fukusuuan.pdf）では、複数案の設定に関し、『「区域を広めに設定する」ことは、計画段階配慮書に係る技術ガイドにおいて『位置、規模の複数案の一種とみなすことができる』とされている。この際、重大な環境影響が懸念される地域を事業実施区域から外す旨を明示する等の方法によって対応することが想定される。』とされていることを踏まえ、保安林は、重大な環境影響が懸念される地域には該当しないのか、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>保安林については、重大な環境影響の懸念される地域であると認識しており、方法書以降の手続きにおいて区域の絞り込みを実施いたします。その際、特定の樹種や幹の太さなどから判断して、伐採しない区域の絞り込みなどの対応を予定しています。</p>
2-4	13 14 29 30	② 国土防災 関係 (土砂災害 警戒区域 等・山地災 害危険地 区)	1次	<p>次の記載において、事業実施想定区域や風力発電機の設置予定範囲から「可能な限り」除外したとのことですが、何をもち「可能な限り」としたのか、具体的な検討内容をご教示ください</p> <p>(図書の記載) 【土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域】 ・「土砂災害特別警戒区域」については可能な限り事業実施想定区域から除外し、風力発電機の設置予定範囲からは除外した。 ・「土砂災害警戒区域」については可能な限り風力発電機の設置予定範囲から除外した。 【山地災害危険地区】 ・「山腹崩壊危険地区」については可能な限り事業実施想定区域から除外し、風力発電機の設置予定範囲からは除外した。 ・「崩壊土砂流出危険地区」については可能な限り風力発電機の設置予定範囲から除外した。</p>	<p>配慮書の段階では、事業可能性確保の観点や「区域を広めに設定する」ことで複数案を検討していることから、事業実施想定区域を広めに設定しております。その中で「可能な限り」区域あるいは風力発電機の設置予定範囲から除外をしています。「土砂災害特別警戒区域」および「土砂災害警戒区域」については、図2.2-8(5) 事業実施想定区域で示す通り、「土砂災害警戒区域」が事業実施想定区域及び風力発電機の設置予定範囲の南側で一部を除き、含めないように設定いたしました。</p> <p>「山地災害危険地区」については、図2.2-8(6) 事業実施想定区域で示す通り、事業実施想定区域の西側に一部含まれるものの、風力発電機の設置予定範囲からは除外いたしました。また、「崩壊土砂流出危険地区」については、北東の一部、南東の一部及び南西の風力発電機の設置予定範囲を除き、含めないように設定いたしました。今後、方法書以降の手続きにおいて絞り込みを実施いたします。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-5	14	(5)環境保全上留意が必要な場所の改定	1次	事業実施想定区域内から景観資源がある箇所を除外して区域設定しなかった理由をお示しください。	配慮書の段階では、事業可能性確保の観点や「区域を広めに設定する」ことで複数案を検討していることから、景観資源である歌島沼や泊-弁慶岬段丘も含めた上で、事業実施想定区域を広めに設定しておりますが、これらについては、今後計画を進めていく中で可能な限り改変を回避又は低減をするよう、検討いたします。
2-6	14	① 生活環境の保全上留意が必要な施設及び住宅等の確認	1次	①p. 31の図2. 2-8(7)によると、事業実施想定区域内に住宅等が存在していますが、区域内に存在しないよう設定する必要はないと判断された理由をご教示ください。 ②当該ページ下部に示されている「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書（資料編）」（環境省総合環境政策局、平成23年）が作成された年代の風車に比べ、本事業の風車は大型化していることを踏まえると、風車と配慮が必要な施設等との離隔距離はさらに必要になると考えられますが、事業者の見解を伺います。	①配慮書の段階では、事業可能性確保の観点や「区域を広めに設定する」ことで複数案を検討していることから、事業実施想定区域を広めに設定しております。そのため、生活環境の保全上留意が必要な施設及び住宅等と一部重複する箇所がありますが、方法書以降の手続きにおいて、風力発電機の設置予定範囲まで可能な限り住宅等との離隔距離を確保するよう留意しながら区域の検討を実施いたします。 ②風力発電機と配慮が必要な施設等との離隔距離については、方法書以降の手続きにおける現地調査の結果、予測及び評価を踏まえて、風力発電機の基数、配置について検討のうえ判断いたします。
			2次	1次回答①について、質問番号2-3における2次質問と同様に、生活環境の保全上留意が必要な施設及び住宅等が存在する範囲は、重大な環境影響が懸念される地域には該当しないのか、事業者の見解をご教示ください。	生活環境の保全上留意が必要な施設及び住宅等が存在する範囲については、重大な環境影響の懸念がある地域であると認識しており、方法書以降の手続きにおいて区域の絞り込みを実施いたします。
2-7	14 32	② 自然環境の保全上留意が必要な区域（保護林）	1次	①「寿都カシワ遺伝資源希少個体群保護林」について、風力発電機の設置予定範囲から除外し、今後も直接改変は行わない計画とする旨の記載がありますが、現時点で改変を行わない方針としているにも関わらず、当該林を事業実施想定区域に加えた理由をご教示ください。 ②保護林の設定目的（※1）を鑑みると、カシワ林全体への影響を回避する必要があると考えますが、同保護林の外周域（※2）において、カシワの樹木が確認された場合の対応（伐採を避けるなどの配慮事項）についてご教示ください。 ※1： https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/hokkaido/policy/conservation/hogorin/rinbokuidensignhozonrin_143.html ※2：102ページの現存植生図と見比べると、保護林と連続してカシワ群落（V）が分布しており、それと風力発電機の設置予定範囲が重複しています。 ③カシワとミズナラは交雑することが知られていますが、方法書段階での専門家ヒアリングにおいて、どのように現地で記録をするべきか、知見の取得に努めていただくようお願いいたします。	①配慮書の段階では、事業可能性確保の観点や「区域を広めに設定する」ことで複数案を検討していることに加え、隣接する道路を活用する計画であることから、「寿都カシワ遺伝資源希少個体群保護林」を事業実施想定区域から除外しておりません。 ②今後、方法書以降に実施する現地調査において保護林周囲の現況の植生の分布状況を把握し、保護林の外周域において、カシワの樹木が確認された場合、伐採を可能な限り回避する等の配慮事項を検討いたします。 ③ご指摘頂いた通り、方法書段階での専門家とのヒアリングにおいて適切な記録手法等について知見の取得に努めてまいります。
			2次	1次回答②において、保護林の外周域においても、カシワの樹木が確認された場合は、伐採を可能な限り回避する等の配慮を検討することでしたが、「等」が意味する伐採回避以外の配慮事項について何を想定しているかご教示ください。	植生の状況や森林管理署との協議にもよりますが、林内に風が入らないような配慮として、防風ネットを用いることも想定しています。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-8	14 33	② 自然環境の保全上留意が必要な区域（植生自然度9）	1次	<p>①「植生自然度9の植生は事業実施想定区域及び風力発電機の設置予定範囲から可能な限り除外した。今後、事業計画の熟度を高めていく過程で、分布状況の把握に努め、本事業による改変を可能な限り回避する。」とのことですが、区域南東部については、自然度9の森林が多く分布しています。</p> <p>当該森林は過去の調査によるとブナを主体とする森林であり（p.100）、北限のブナ林であるため、p.275の専門家の意見にもあるように、極力伐採を回避いただきたいと考えますが、何をもち「可能な限り」としたのか、具体的な検討内容をご教示いただくとともに、現段階で回避しなかった理由についてご教示ください。</p> <p>②ブナの伐採を回避することを予定している基準（胸高直径等）がありましたらご教示ください。</p>	<p>①配慮書の段階では、事業可能性確保の観点や「区域を広めに設定する」ことで複数案を検討していることから、事業実施想定区域を広めに設定しております。そのため、区域南東部についても事業実施想定区域に含まれております。今後、方法書以降に実施する現地調査において植生自然度9の植生の分布状況及びブナの生育状況を把握した上で、可能な限り伐採を回避することに留意しながら事業計画を検討いたします。</p> <p>②胸高直径も含め、ブナの生育状況を把握するための現地調査を実施し、専門家からのご意見も踏まえ、回避すべき対象を検討いたします。</p>
追加 2-16	13 34	3. 事業実施想定区域の設定根拠	1次 2次	<p>1次質問2-3～2-8において、「配慮書の段階では、事業可能性確保の観点や「区域を広めに設定する」ことで複数案を検討していることから、事業実施想定区域を広めに設定している」旨の回答があったところですが、今後、改変区域から除外することを検討している区域も存在する状況について、地域住民等に十分かつ慎重に説明するとともに、事業計画に係る情報が誤って伝わらないよう、改変区域から除外する区域はなるべく早い段階で除外することをお示しいただくことが望ましいと考えますが、事業者の見解について伺います。</p>	<p>地域住民等に十分かつ慎重に説明するとともに、事業計画に係る情報が誤って伝わらないよう、改変区域から除外する区域は方法書以降の段階で除外してお示しいたします。</p>
2-9	40	図2.2-10 風力発電機の概略図（例）	1次 2次	<p>①バードストライクやバットストライクの発生を防止するために、カットイン風速やフェザリングを遠隔操作できる機種を選定することを検討されるでしょうか。現時点で、このような機種を選定する見込みについてご教示ください。</p> <p>②最大高さ、ローター直径及び地表からブレード下端までの高さの検討においては、今後、鳥類やコウモリ類など野生動物の飛翔高度を調査の上、バードストライクやバットストライク等を防止する観点も加味した上で数値を検討されることを想定されているか、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>③ギアレスの風車等、騒音対策を施した機種を選定する見込みについてご教示ください。</p>	<p>①機種の選定にあたっては、バードストライクやバットストライクのリスクを低減するため、カットイン風速の制御ができる機種についても候補として検討してまいります。</p> <p>②最大高さ、ローター直径及び地表からブレード下端までの高さの検討については、メーカーの仕様によるところが大きく、主には現地の地形や風況等を元に決定します。現時点ではバードストライクやバットストライク等を防止する観点から数値を検討するのは難しい状況と考えております。</p> <p>③機種の選定にあたっては、ギアレスの風車等、騒音対策を施した機種についても候補として検討してまいります。</p>
			2次	<p>1次回答①について、カットイン風速の制御ができる機種についても候補として検討するとの回答でしたが、「候補とする」とのことから、そのような機種を選定しない選択肢も残されているものと思われます。バードストライクやバットストライクのリスクを低減できる機種を選定しないこととする場合、どのような理由で、そのような選定とすることが想定されるのかご教示ください。</p>	<p>極力バードストライクやバットストライクのリスクを低減できる機種を選定したいと考えておりますが、風力発電機の設置位置の地形や風況を考慮した安全性や運搬の道路事情等により選定の機種が狭まる可能性がございます。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-10	41	1. 発電機の配置計画	1次	方法書において、風車配置案が土地所有者との協議等を理由として、示されない場合がありますが、発電所に係る環境影響評価の手引（p.53）において、「発電所アセス省令では、配置計画は既に決定されている内容に係るものに限るとされているが、特に風力発電所については風車の配置の環境影響評価手法への関連性が高いことから、なるべく実現性の高い配置案を記載することが望ましい」とされています。 このことを踏まえて、方法書段階で風車配置案を具体的に提示できる見込みか、ご教示ください。	風力発電機の配置案については、方法書審議の際に非公開資料として、それまでの検討状況を踏まえた配置計画案を提示できる見込みです。
2-11	41	1. 工事計画の概要	1次	①緑化について、早期緑化のために外来牧草を導入し、時間経過により自生種に遷移させる手法がありますが、多くは遷移によりこれらの外来牧草が消失することはなく、残存しており、これらの残存個体群がなにかのきっかけで分布を拡大する可能性があります。 また、これらの外来牧草は冬季も枯死せず残存していることから、特に積雪の少ない法面においてはエゾシカを誘引する要因となり、食害により当該区域における生物多様性の低下を招くリスクがあることから、持ち込まないことが重要と考えますが、今後、どのような緑化計画とすることを想定しているのか、事業者の見解を伺います。 ②在来種でも北海道では種苗会社等において緑化技術や知見が蓄積されています。事前に施工区周辺にて種子採取・育苗の期間が必要となりますので、早めに専門家に相談しながら緑化計画を立ててください。 参考：生物多様性に配慮した緑化植物の取り扱い方に関するガイドライン2023（日本緑化工学会） https://www.jsrt.jp/tech/Tech_Files/teigen2019/guideline2023.pdf	①緑化については、道内在来種を用いながら復元緑化を行うことを検討するとともに、遺伝子汚染を防止する観点から、在来種を用いた復元緑化についても検討してまいります。 現時点では緑化の手法は未定ですが、「生物多様性に配慮した緑化植物の取り扱い方に関するガイドライン2023」（日本緑化工学会）を踏まえ、適切な緑化手法を検討してまいります。 ②緑化計画について、準備書の作成段階で専門家にご相談させていただきながら、進めさせていただきたいと思っております。
			2次	1次回答②について、準備書の作成段階で専門家に相談しながら進めるとのことでしたが、どのような種を緑化に使用する予定か、又は具体的に種を明示しないまでも道内在来種の中から選定するという情報を準備書に記載することを予定しているという理解でよろしいでしょうか。	可能な限り道内在来種の中から選定したいと考えていますが、緑化候補種が定着できる環境か否か等を見極めながら、現地調査で対象事業実施区域及びその周囲における植物の生育状況を把握した上で選定したいと考えております。 今後、専門家ヒアリングや森林管理署との協議結果も踏まえ、準備書に記載できるよう検討してまいります。
2-12	41 6	1. 工事計画の概要 図2.2-1(3) 事業実施想定区域（全体図）	1次	事業実施想定区域内における道路の新設又は既存道路の使用・拡幅の計画について、現時点での想定がありましたら、図をご提示いただくなどにご教示ください。 また、同ルートは方法書では示されるのかをご教示ください。	事業実施想定区域内における道路の新設及び既存道路の使用・拡幅の計画について、配慮書段階ではまだご提示できない状況です。方法書段階で、風力発電機の具体的な配置計画とともにお示しできる予定です。
2-13	42	(4) 輸送計画	1次	工事用車両の走行ルート（事業実施想定区域外）について、現在の検討状況をご教示ください。 また、同ルートは方法書では示されるのかをご教示ください。	事業実施想定区域外の工事用車両の走行ルートについて、配慮書段階ではまだご提示できない状況です。方法書において、事業実施想定区域外の工事用車両の走行ルート案をお示しする予定です。
2-14	44	1. 事業実施想定区域周囲における他事業	1次	島牧沖における洋上風力発電事業について、本配慮書の縦覧開始後である本年1月15日から縦覧が行われている事業があります。 今後も、周辺他事業の状況について、最新の情報を確認されるよう留意願います。	今後も、洋上風力発電事業を含めた周辺他事業の状況について、最新の情報を確認するよう留意いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-15	45	図2.2-12 事業実施想定区域周囲における他事業	1次	<p>①事業実施想定区域及びその周囲で稼働中もしくは計画中の他事業について、他事業の情報入手し、環境影響評価に反映することは有効であると考えますが、現在までの協議状況についてご教示願います。</p> <p>また、p.217に「周囲の他事業との累積的影響に関しては、他事業の情報収集に努め、それぞれの環境影響評価手続きの進捗状況も勘案し、検討を進める。」とありますが、今後、どの項目をどのように検討していく予定かご教示願います。</p> <p>②区域北部以外はほぼ他事業と重複している状況ですが、土地の改変等に係る他事業の事業者との協議状況についてご教示ください。</p>	<p>①② 現時点ではまだ開発の初期段階でありますので、他事業者様と協議を実施してはおりません。今後、方法書の作成段階で、他事業者様との情報交換や協議等の実施を検討してまいります。</p> <p>累積的影響に関しましては、周囲の他事業の進捗状況にもよりますが、騒音、風車の影、景観について検討しています。また、猛禽類及び渡り鳥については、各調査地点からの視野範囲内に他事業が含まれるかどうかという観点で、累積的影響の対象とするか検討いたします。</p>
			2次	<p>①1次回答について、「猛禽類及び渡り鳥については、各調査地点からの視野範囲内に他事業が含まれるかどうかという観点で、累積的影響の対象とするか検討」するとのことでしたが、調査員が確認する視野範囲内に他事業が含まれるかどうかで、猛禽類や渡り鳥の累積的影響の調査対象とするかどうかを判断することの妥当性について事業者の見解を伺います。</p> <p>調査実施のし易さ等の観点から導かれたものであるのであれば、検討方針の再考を要するのではないのでしょうか。</p> <p>②事業実施想定区域の大半が、(仮称)島牧美川・折川ウィンドファーム事業の大半の区域と(仮称)北海道(道南地区)ウィンドファーム島牧の区域とほぼ重複する形で設定されていますが、</p> <p>1)累積的影響について、どの程度の進捗状況であれば調査、予測及び評価を実施することを検討されているのかをご教示ください。</p> <p>2)3つの事業の工事期間が重複した場合、当該重複部分を利用するのか、現時点における想定で差し支えありませんので、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>3)環境影響に配慮した上で、3事業すべての風力発電機をそれぞれの事業実施想定区域内で建設することは可能であるのか、事業者の見解を伺います。</p>	<p>①1次回答の猛禽類及び渡り鳥の累積的影響の予測の内容について以下のとおり訂正いたします。</p> <p>猛禽類及び渡り鳥の調査範囲(予測範囲)は、概ね対象事業実施区域から1.5kmの範囲を想定しており、基本的には、その範囲内に含まれる他事業については累積的影響の予測を行うことを想定しています。</p> <p>② 1)基本的には風力発電機の配置及び機種が確定していると思われる準備書以降の周辺他事業についてを対象として、累積的影響の調査及び予測の実施を検討いたします。なお、風力発電機の配置及び機種が確定しているかについては、他事業者の状況も考慮する必要がありますので、協議の上で確認に努めて参ります。</p> <p>2, 3)他事業の進捗状況を踏まえると、現時点で工事期間、内容及び風力発電機の配置等を想定することは難しいですが、今後、他事業者との協議を実施しながら環境への影響が可能な限り小さくなるよう検討を進めて参ります。</p>

3. 「第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-1	54	1. 水象の状況	1次	「事業実施想定区域及びその周囲には湧水は存在しない。」とのことですが、関係町村に確認をされているものかご教示ください。	島牧村、寿都町及び黒松内町へのヒアリングからは湧水の存在は確認できませんでした。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-2	55	図3.1-6 主要な河川、湖沼及び海域の状況	1次	①風力発電機の設置予定範囲内に一部河川が存在しますが、河川敷地や沢筋の改変は予定されているでしょうか。予定されている場合は、どのような施工を行う予定かご教示ください。 ②大平川一号砂防ダムについて、湖沼の凡例で示されていますが、本文では、ダム湖はないとされています。砂防ダムを湖沼として示すのは、適切な表現でしょうか。事業者の見解をお示しください。	①河川敷地や沢筋の改変については、現段階では特に予定していません。 ②ご指摘のとおり、方法書以降の図書においては、大平川一号砂防ダムは、「図3.1-6 主要な河川、湖沼及び海域」では湖沼として表現せず、適切に記載いたします。
			2次	事業実施想定区域内に二級河川や普通河川が含まれていることから、河川への影響が想定される場合は除外を検討してください。 また、風力発電設備などの具体的な位置が決定した段階で、工事中の濁水などが河川に影響を及ぼさないよう、河川管理者と打合せを実施してください。	拝承しました。
3-3	56 57	(1)河川の水質	1次	神社の川末流地点において鉛の環境基準超過が確認されておりますが、事業実施想定区域における土壌の鉛濃度が高い可能性は考えられないか、事業者の見解をご教示ください。	ご指摘の通り、神社の川末流地点において鉛の環境基準超過が確認されておりますので、神社の川の集水域に重複する範囲においては土壌の鉛濃度が高い可能性が考えられます。今後、鉛に関する調査の実施を検討いたします。
			2次	1次回答において、鉛に関する調査の実施を検討するとありましたが、鉛の調査を実施するか否かはどのように判断するのでしょうか。	1次回答では鉛に関する調査の実施を検討する旨の回答といたしましたが、今後、重金属においては尾根付近の土質を調査し、自然由来の重金属の含有試験及び溶出試験を実施することを前提といたします。
3-4	66	3. 重要な地形・地質	1次	p. 65に示されている「泊-弁慶岬段丘」は重要な地形・地質には該当しないのでしょうか。事業者の見解を伺います。	「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」（環境庁、平成元年）による自然景観資源に取り上げられている地形に関しては、視対象である自然景観の基盤（骨格）を成す地形、地質及び自然景観として認識される自然現象に着目して、位置及び特性等について調査されたものであり、必ずしも地形そのものを保全することを要求していないことから、重要な地形・地質に該当しないと判断しています。
3-5	69	図3.1-13 文献その他の資料調査範囲	1次	文献その他の資料調査範囲2次メッシュと1/200,000の図面の調査範囲に差がありますが、文献調査範囲が2次メッシュとなっている文献において、1/200,000の図面の調査範囲を網羅できるよう2次メッシュの調査範囲を広げる必要はないか、事業者の見解をご教示ください。	文献その他の資料調査範囲2次メッシュの範囲は、事業実施想定区域を含んだ上で、1/80,000の図面の調査範囲も概ね考慮し設定しております。現地調査において動植物では基本的に対象事業実施区域から約300m、猛禽類調査でも対象事業実施区域から約1.5kmの範囲を想定しており、これらの範囲を十分網羅できる範囲と考えております。 文献その他の資料調査範囲は行政界や2次メッシュ等の各調査範囲が図郭に収まるよう考慮して、1/200,000縮尺でお示ししたものになります。
3-6	81 86 ～ 88	図3.1-20(1) ハチクマの渡り経路（春季） 図3.1-25 (1)～(6)	1次	事業実施想定区域がハチクマ（環境省レッドリスト_準絶滅危惧（NT））の春季の渡りの経路と近接しているほか、ハチクマ、オオタカ（環境省レッドリスト_準絶滅危惧（NT））、クマタカ（環境省レッドリスト_絶滅危惧IB類（EN））、ハヤブサ（環境省レッドリスト_準絶滅危惧II類（VU））の分布と事業実施想定区域が重複していますが、これを受け、今後どのように環境影響評価を実施していくか、予定についてご教示ください。	事業実施想定区域がハチクマ（環境省レッドリスト_準絶滅危惧（NT））の春季の渡りの経路と近接しているほか、ハチクマ、オオタカ（環境省レッドリスト_準絶滅危惧（NT））、クマタカ（環境省レッドリスト_絶滅危惧IB類（EN））、ハヤブサ（環境省レッドリスト_準絶滅危惧II類（VU））の分布と事業実施想定区域が重複していることを踏まえ、今後適切に予測評価を行うため、方法書ではこれらの種の生息状況及び渡りルートが把握できるよう調査計画を検討してまいります。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 3-19	91 92	表3. 1-16 文献その他の 資料による動物の重 要な種（鳥 類）	1次		
			2次	表に記載の天然記念物に指定されている鳥類に対して文化財保護法第125条第1項の保存に影響を及ぼす行為であるか否かの意見を専門家から聴取してください。事業計画が保存に影響を及ぼす行為の場合は文化庁と協議してください。	天然記念物に指定されている鳥類に対して文化財保護法第125条第1項の保存に影響を及ぼす行為であるか否かという点について、方法書以降実施する現地調査結果を基に検討しているよう、専門家から意見聴取を行ったうえで、方法書の調査計画を設計して参ります。また、準備書における予測及び評価の結果、事業計画が保存に影響を及ぼす行為の場合は文化庁と協議いたします。
3-7	127	図3. 1-32 食物連鎖模 式図	1次	タイリクヤチネズミは雑食性ですが、主食は植物ではないでしょうか。また、ニホンアマガエルはその口径から考えてトンボを食べることはできず、また、カマキリについても幼体しか食べられないのではないのでしょうか。これらの配置に係る事業者の見解を伺います。	「タイリクヤチネズミ、ニホンアマガエル等」は草地環境の第三次消費者として草地の昆虫類を捕食するといったグループという位置づけで記載しております。 ご指摘を踏まえ、当該グループにおける哺乳類はタイリクヤチネズミではなく昆虫類も捕食するアカネズミに置き換え、更に第三次消費者として昆虫類を捕食する草地性鳥類としてヒバリを追加し、別添資料3-7に示させていただきます。
追加 3-20	130	1. 景観の状 況	1次		
			2次	地域の景観の保全を考える上では、風力発電機の位置・配置や意匠形態に配慮することのみならず、地域住民との間にどれだけ合意形成が図られているかが重要となります。風力発電設備の建設と周田景観の保全について、地域住民への積極的な情報提供や説明などにより、相互理解の促進に努めてください。 また、周田との調和を図るために「北海道景観計画」、「北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン」を参考にし、事前相談を行うなど、景観法の届出の手続きが順調に行えるようにしてください。	拝承しました。
3-8	131	表3. 1-37 眺望点の概 要	1次	自治体のほか観光協会等の関係団体へのヒアリングを実施している場合は、その概要を、実施していない場合は今後の実施予定についてご教示願います。	観光協会等へのヒアリングは実施しておりません。今後、本配慮書に対する関係各所からのご意見並びに具体的な事業計画を踏まえ、自治体より観光協会に対するヒアリングも必要との見解を頂戴する等、自治体からの情報では事足りない場合には、観光協会等、情報収集のために必要となる団体に対するヒアリングを実施いたします。
			2次	1次回答について、「自治体より観光協会に対するヒアリングも必要との見解を頂戴する等、自治体からの情報では事足りない場合には」観光協会等の団体にヒアリングを実施するとのことでしたが、1次質問3-9及び4-9に記載のある歌島高原のビュースポットについて、事業者の現地調査のみでは不足が生じる可能性があるため、地域をよく知る団体に方法書作成段階など早い段階でヒアリングを実施する必要はないでしょうか。事業者の見解を伺います。	ご意見を踏まえ、方法書作成段階においてヒアリングを実施いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-9	132	図3.1-34 眺望点の状況	1次	<p>①「歌島高原」について、眺望点として1点示されていますが、面的に広がっている高原であれば、複数の眺望点があるのではないのでしょうか。事業者の見解を伺います。</p> <p>②他の眺望点の出典となっている「シマキマインド」では、「島牧ウィンドファーム」を挙げており、「黒松内から島牧に向かえば海を見てオススメです。」とあることから、累積的な影響も考慮して、島牧ウィンドファームがある道道523号線美川黒松内線を主要な眺望点として選定する必要はないか、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>①配慮書にお示ししているのは、公的HPにおいて「NHK中継所付近からの景色が絶景ポイント」との記載があることから、電波塔が確認された位置をお示ししております。現地調査実施前の方法書においては、ビュースポットが文献調査からのみしか特定できないことから、配慮書と同様の位置をお示しいたします。方法書以降の手続きにおいて現地調査を実施し、複数のビュースポットが確認された場合には、準備書において適切に対応いたします。</p> <p>②道道523号線美川黒松内線については、文献調査においてビュースポットが特定されなかったことから眺望点に設定しておりませんでした。引き続き情報収集に努め、ビュースポットが特定された場合には、眺望点に設定いたします。</p>
			2次	<p>①公的なWebサイト上の情報では代表的なポイントのみ示されている可能性があります。今後、関係自治体のほか、説明会などで住民等から、追加すべき眺望地点についての情報提供があった場合はどのように対応するのか、事業者の見解を伺います。</p> <p>②1次回答について、「ビュースポットが文献調査からのみしか特定できない」、「文献調査においてビュースポットが特定されなかった」とのことですが、現段階でそのような状況を把握しているのであれば、ヒアリング等によりビュースポットが複数ないか確認した上で、方法書を作成するのが望ましいと考えますが、事業者の見解を伺います。</p> <p>③本事業の風力発電機は最大高さ210mと大型であるため、事業実施予定地から垂直見込角度1度となる12.1kmの範囲内には、「狩場茂津多道立自然公園」のほか「太平山自然環境保全地域」の区域が重複しており、これら自然公園等からの景観に対する影響が懸念されます。これら自然公園等は選定した出典に含まれないため、p.133の景観資源には抽出されておきませんが、面的に広がっている指定区域であることも踏まえた上で、眺望景観への影響を回避又は極力低減する適切な方策を講じてください。</p> <p>なお、p.197「② 自然環境保全法の規定により指定された保全地域」において、「太平山自然環境保全地域」の記載が漏れていると思われるので、方法書段階では図書への掲載をお願いします。参考： https://www.env.go.jp/nature/hozen/index.html</p>	<p>①今後、関係自治体のほか、説明会などで住民等から眺望点について情報提供があった場合には、現地調査を実施し、準備書において主要な眺望点への追加選定を検討いたします。</p> <p>②方法書作成段階においてヒアリングを実施し、いただいたご意見を踏まえ特定したビュースポットについて、方法書に適切に記載いたします。</p> <p>③景観資源は、p286に記載の通り、「視覚に訴える特徴的なものであること」、「季節的な自然現象ではないこと」などの観点を基本として、各都道府県が専門家により調査・選定したものを環境省が取りまとめた「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」（環境庁、平成元年）に記載される「自然景観資源」及び、「山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等のうち、良好な景観を形成する上で重要な役割を果たすもの」（「北海道景観形成ビジョン」（北海道、平成31年3月））として後志総合振興局によりとりまとめられている「地域の良好な景観資源」を対象とし整理しておりますが、この趣旨を踏まえ、「狩場茂津多道立自然公園」及び「大平山自然環境保全地域」についても眺望景観への影響を低減するよう努めます。</p> <p>また、p.197のご指摘に関しまして、方法書段階で「太平山自然環境保全地域」を図書へ掲載いたします。</p>
3-10	132 137	図3.1-34 眺望点の状況 図3.1-36 人と自然との 触れ合いの活動の場 の状況	1次	<p>事業実施想定区域に近く、キャンプ場としての利用もある「本目海岸」が主要な眺望点や人と自然との触れ合いの活動の場として選定されていませんが、選定する必要はないのでしょうか。事業者の見解を伺います。</p>	<p>「本目海岸」につきましては、公的な文献その他の資料において情報が確認できず、関係市町村からも特段ご意見を頂戴しなかったこと、近接する「本目岬」を選定していることから、主要な眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場として設定しておりませんでした。キャンプ場としての利用があることご指摘も踏まえ、方法書以降の手続きにおきましては人と自然との触れ合いの活動の場として地点選定の上、適切に対応いたします。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-11	133 136	表3. 1-38 景観資源 表3. 1-39 人と自然との 触れ合いの活動の場 及びその概要	1次	景観資源および人と自然とのふれあいの活動の場について、関係市町村及び関係団体へのヒアリングを実施しているかご教示ください。 また、ヒアリングを実施している場合は、その概要を、実施していない場合は今後の実施予定についてご教示願います。	景観資源については、「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」及び「地域の良好な景観資源」を確認しており、適切に把握できていると認識しておりますが、ご指摘を踏まえ、方法書の手続きにおいてヒアリングを実施いたします。 人と自然との触れ合いの活動の場につきましては、本配慮書の作成前、関係市町村に対し選定予定の地点をご確認いただき、その他お心当たりの地点はないかヒアリングいたしました。追加地点のご意見は頂戴いたしませんでした。
追加 3-21	149	図3. 2-3 土地利用基本計画図 (農業地域) 及び農 用地区域	1次 2次	①事業実施想定区域は、農業地域に掛かっています。土地利用基本計画図の変更がある場合は、所定の手続きが必要となりますので、留意願います。 ②農地法に基づく農地転用許可及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく開発行為許可については、配慮願います。 ・農地法に基づく農地転用許可 事業予定地が、農地法に規定する農地又採草放牧地である場合は、同法に基づく農地転用許可が必要であるため、当該地の現況地目について、農業委員会と十分調整願います。 ・農振法に基づく開発行為許可 事業予定地が、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域内である場合は、区域内での開発行為は規制されているので、市町村農振法担当部局と十分調整し、地域農業の振興に支障が生じないよう配慮願います。	①拝承しました。 ②拝承しました。
追加 3-22	150	図3. 2-4 土地利用基本計画図 (森林地域) 及び地 域森林計画 対象民有林	1次 2次	①事業実施想定区域は、森林地域に掛かっています。土地利用基本計画図の変更がある場合は、所定の手続きが必要となりますので、留意願います。 ②事業実施想定区域の一部及び周辺には、地域森林計画対象民有林があり、1 haを超える開発行為(土地の形質を変更する行為)をする場合は、知事の許可を受ける必要があるため所管の各振興局産業振興部林務課と打合せしてください。 なお、次に該当する場合は、上記許可に際し、知事が北海道森林審議会に諮問し、答申を受ける必要があります。 【新規許可の場合の審議会諮問基準】 1) 開発行為に係る森林面積が10ha以上のもの。 2) 開発行為に係る森林面積が10ha未満であって、全体計画の一部についての申請である場合は、全体計画の開発行為に係る森林面積が10ha以上のもの。 3) 開発行為に係る森林の全部又は一部が、水資源保全地域にあるもの。 (最新の水資源保全地域については別途確認すること。)	①拝承しました。 ②拝承しました。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-12	151	3.2.3 河川、湖及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	1次	事業実施想定区域及び風力発電機の設置予定範囲の設定に当たって、利害関係者（関係町村の水道所管部局、農業団体及び漁業団体）と協議等が行われたものをご教示ください。 また、今後の協議実施に係る事業者の見解をご教示ください。	現時点では、特に利害関係者との協議は行っていません。今後、方法書の作成段階で、関係町村の水道所管部局および農業団体との協議を行っていく予定です。漁業団体との協議については、事業実施想定区域に漁業権が設定された河川およびさけます増殖事業に係る施設はありませんが、方法書の作成段階で、漁業団体へのヒアリングを行ったうえで必要に応じて具体的な協議を行っていく予定です。
			2次	方法書の作成段階で、利害関係者との協議やヒアリングの実施を検討されているとのことですが、水質（水の濁り）に関する調査地点については、利害関係者の意向も反映して設定することが望ましいのではないのでしょうか。事業者の見解をご教示ください。 また、調査地点について、協議又はヒアリングを実施することを想定されているのかについて、ご教示ください。	利害関係者の意向を確認することは望ましいことと認識しておりますので、方法書で設定する水環境の調査位置については、検討している調査地点をお示ししながら、利害関係者よりご意見をお伺いいたします。
3-13	151 152	表3.2-9 水道用水の取水状況（令和4年度） 図3.2-5 水道用水の取水地点	1次	①島牧村及び寿都町の水道の取水地点（表流水）の集水域が事業実施想定区域だけでなく、風力発電機の設置予定範囲と重複しております。また、対象事業実施区域及びその周囲には広範囲にわたって水源かん養保安林が確認されます（p.209）が、水質への影響の回避・低減の観点から、今後、対象事業実施区域や風力発電機設置位置等の土地改変区域について、どのように検討することを想定されているかをご教示ください。 ②黒松内町においても、地下水（深井戸）の利用があるようですが、図3.2-5の図郭内にはないという理解でよろしいでしょうか。	①今後、改変区域については当該の集水域及び保安林を可能な限り回避するように事業計画を検討いたします。やむを得ず改変する場合は、沈砂池や土砂流出防止柵を設置するなどの環境保全措置を講じることで、河川への濁水の影響を回避または可能な限り低減できるように検討いたします。また、水道事業者とも協議を実施いたします。 ②黒松内町における地下水（深井戸）の取水地点は、図3.2-5の図郭外となります。
			1次	①「コベチャナイ川から取水し放牧地で利用している」との記載がありますが、取水地点の確認状況をご教示ください。 ②p.143によると、畑作農家も存在するようですが、事業実施想定区域内を流域（支流・沢を含む。）とする河川水の農業利用（①の利用を除く。）はないという理解でよろしいでしょうか。	①島牧村へのヒアリングによると、コベチャナイ川から取水しているが、位置などの詳細は把握していないとのことでした。 ②島牧村及び黒松内町へのヒアリングによると、畑作農家は存在するが、河川の農業用水の利用については把握していないとのことでした。なお、寿都町へのヒアリングによると、図郭内の寿都町においては、農業は行われていないとのことでした。
3-14	151	(2)農業及び工業による利用	1次	①「コベチャナイ川から取水し放牧地で利用している」との記載がありますが、取水地点の確認状況をご教示ください。 ②p.143によると、畑作農家も存在するようですが、事業実施想定区域内を流域（支流・沢を含む。）とする河川水の農業利用（①の利用を除く。）はないという理解でよろしいでしょうか。	①島牧村へのヒアリングによると、コベチャナイ川から取水しているが、位置などの詳細は把握していないとのことでした。 ②島牧村及び黒松内町へのヒアリングによると、畑作農家は存在するが、河川の農業用水の利用については把握していないとのことでした。なお、寿都町へのヒアリングによると、図郭内の寿都町においては、農業は行われていないとのことでした。
			2次	①1次回答①について、放牧地の管理者に確認するなど今後も把握に努めていくという理解でよろしいでしょうか。 ②1次回答②について、農業用水の利用状況について、島牧村の農業団体に対し、今後確認されますでしょうか。 ③土地改変に伴う濁水や土砂の流入などによる影響の回避のため、今後、各農業用の取水地点及びその集水域を把握し、図面を作成いただくようお願いいたします。また、当該情報等を元に適切な調査地点の設定をお願いします。	①ご理解の通りです。 ②③方法書以降で農業用水の利用状況について島牧村の農業団体に対し確認を行い、可能な限り利用状況の把握に努めてまいります。なお、取水地点を確認した際は集水域と併せて作図いたします。また、入手した情報をもとに、適切な調査地点を検討いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 3-23	151 153 154	(3)漁業による利用 図3.2-6 水面漁業権の設定状況 図3.2-7 さけます増殖河川の状況	1次		
			2次	事業実施想定区域周辺の朱太川には、漁業権が設定されていることから、調査及び事業実施にあたっては関係機関（朱太川漁業協同組合）と事前に協議し、必ず同意を得てください。 また、事業実施想定区域周辺の河川では、さけ・ます増殖事業が行われていることから、調査及び事業実施にあたっては、以下の関係機関と事前に協議し、必ず同意を得てください。 ○大平川、朱太川 （一社）日本海さけ・ます増殖事業協会	事業実施想定区域周辺の朱太川には、漁業権が設定されていることから、調査及び事業実施にあたっては関係機関（朱太川漁業協同組合）と事前に協議し、同意を得たうえで実施いたします。 また、事業実施想定区域周辺の河川では、さけ・ます増殖事業が行われていることから、調査及び事業実施にあたっては、以下の関係機関と事前に協議し、同意を得たうえで実施いたします。 ○大平川、朱太川 （一社）日本海さけ・ます増殖事業協会
追加 3-24	155 156 158	2. 海域の利用状況	1次		
			2次	事業実施想定区域周辺の沿岸海域には海面漁業権及び定置漁業権が設定されていますので、調査、環境影響評価及び事業実施にあたっては、関係する漁業協同組合等と事前に協議し、同意を得てください。	本事業は陸上風力発電事業のため、海域の調査は想定しておりません。しかしながら、万が一、陸域での改変により海域に影響が及び可能性があると考えられた場合は、関係する漁業協同組合等と事前に協議し、同意を得たうえで実施いたします。
3-15	159	3. 地下水の利用状況	1次	事業実施想定区域及びその周囲に住宅等が存在します（p.164）が、飲用井戸の有無についての確認状況及び今後の対応方針をご教示ください。	島牧村、寿都町及び黒松内町へのヒアリングでは、飲用井戸の有無について確認できませんした。今後、現地において確認に努めます。
			2次	土地の改変を行う場所から1kmの範囲内の飲用井戸の利用状況について確認の上、飲用井戸が確認された場合は水量・水質に影響を及ぼさないよう配慮を行ってください。	拝承しました。
追加 3-25	201 202	⑪ 保護水面及び資源保護水面 図3.2-16 資源保護水面の設定状況	1次		
			2次	事業実施想定区域の周辺を流れる大平川は、北海道漁業調整規則に定める資源保護水面に指定されていることから、工事実施による濁水や土砂の流入等について環境影響評価を行うとともに、環境影響評価の実施にあたっては、（地独）北海道立総合研究機構水研本部さけます・内水面水産試験場と事前に協議し、了解を得てください。	拝承しました。
3-16	206	図3.2-18 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況	1次	区域内に埋蔵文化財包蔵地がありますが、これらを除外しなかった理由をお示しください。	配慮書の段階では、事業可能性確保の観点や「区域を広めに設定する」ことで複数案を検討していることから、事業実施想定区域を広めに設定しております。そのため、事業実施想定区域に埋蔵文化財包蔵地を含んでおります。しかしながら、本事業では埋蔵文化財包蔵地への風力発電機の配置は予定しておらず、また、作業用道路として活用する林道等の付近でもありませんので、改変はしない予定です。なお、今後は必要に応じて関係機関と協議を実施いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 3-26	207 209	①森林法に基づく保安林の指定 図3.2-19 保安林の指定状況	1次		
			2次	事業実施想定区域の一部及び周囲には、保安林に指定されている箇所があるので避けて計画してください。やむを得ず保安林内での計画が必要な場合は、国有保安林は所轄の森林管理署、民有保安林は後志総合振興局産業振興部林務課と速やかに打合せをしてください。 また、次に該当する場合は、保安林の転用に係る解除に際し、知事が北海道森林審議会に諮問し、答申を受ける必要があります。 【保安林の転用に係る解除の場合の審議会の諮問基準】 ※林野庁所管の保安林におけるものを除く。 1) 転用に係る面積が1ha以上のもの。 2) 転用に係る面積が1ha未満であって、次に該当するもの。 ・転用の目的、態様等からして、国土保全等に相当の影響を及ぼすと認められるもの。 ・森林審議会の諮問を要する林地開発行為の許可と一体となって、保安林の解除を要するもの。	拝承しました。
3-17	207 208 211 212 213	(4)国土防災関係	1次	項目⑥の記載のとおり、山地災害危険地区が事業実施想定区域及び風力発電機の設置予定範囲と一部重複しており、項目⑥の記載のとおり、土砂災害警戒区域については事業実施想定区域及び風力発電機の設置予定範囲と、土砂災害特別警戒区域については事業実施想定区域と一部重複しておりますが、これらの重複箇所において、掘削や盛土等の土地の改変行為を行う可能性はあるのでしょうか。どのような行為を行う予定か、ご教示ください。	現段階では当該区域における掘削や盛土等の改変行為の可能性がございますが、方法書以降で風力発電機の配置を検討する際は、改変を可能な限り回避することを念頭に検討してまいります。
			2次	風力発電機の設置予定範囲と重複している山地災害危険地区及び土砂災害警戒区域について、土砂災害の発生のおそれがあることから、これらの地区へ影響しない場所において施設計画を検討するようお願いします。	拝承しました。
3-18	213	図3.2-23 国土防災関連の状況	1次	事業実施想定区域内に山地災害危険地区や土砂災害警戒区域が存在しているとのことですが、今後、対象事業実施区域や風力発電機の設置位置の検討に当たり、どのような対応を想定されているのかをご教示ください。	方法書以降で風力発電機の配置を検討する際は、改変を可能な限り回避することを念頭に検討してまいります。
			2次	事業実施想定区域内に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されていることから、風力発電設備や工事用道路などの具体的な位置が決定した段階で、後志総合振興局小樽建設管理部と確認してください。	拝承しました。

4. 「第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-1	230	(2)評価結果 (騒音・超低周波音)	1次	・2つ目において、「必要に応じて環境保全措置を検討する」とされていますが、どのような場合に、どのような対応を想定されているのかをご教示ください。	超低周波音を含めた音環境を把握し、風力発電機の選定状況に応じたパワーレベルを設定したうえで予測計算を行うとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成29年）などを参考に実行可能な範囲内で影響の低減が出来ていないと判断した場合に、下記の環境保全措置を検討しております。 ・風力発電機は、配慮が特に必要な施設及び住宅等から可能な限り離隔し、配置及び機種を検討する。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-2	232	(2)評価結果 (風車の影)	1次	・2つ目において、「必要に応じて環境保全措置を検討する」とされていますが、どのような場合に、どのような対応を想定されているのかをご教示ください。	風車の影の影響範囲及び時間を数値シミュレーションにより把握し、「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」（環境省、平成25年）において示されている、ドイツにおける指針値を参考に、住宅等の周囲の状況も考慮の上、実行可能な範囲内で影響の低減が出来ていないと判断した場合に下記の環境保全措置を検討しております。 ・風力発電機は、配慮が特に必要な施設及び住宅等から可能な限り離隔し、配置及び機種を検討する。
			2次	図書p. 231に示されている知見では、海外のアセス事例での予測範囲の最大値が2kmとあったり、風力発電機のローター直径の10倍の範囲で影響が生じるとありますが、方法書までにこれらの知見を踏まえた風車配置とした上で、指針を参考とした影響の予測を実施しないのでしょうか。事業者の見解を伺います。	方法書以降の風力発電機配置については、海外アセスの事例等も参考に住宅等からの離隔を検討してまいります。方法書までの事業確度で予測を実施することは適切ではないと考えております。そのため、方法書において調査方法を選定し、調査及び予測手法をお示しした上で準備書においてその結果をお示しいたします。
追加 4-14	245 ～ 249	③ 専門家等 へのヒアリング	1次		
			2次	コウモリ類及び植物相・植生を除き各分野につき1名にしかヒアリングが実施されていない状況ですが、専門家の専門分野が細分化しており、1名の専門家へのヒアリングでは情報が不足する可能性があるほか、専門家によって見解が異なる部分が生じる可能性もあることから、複数名へのヒアリングを実施することが望ましいと考えます。今後の手続き段階においては、各分野につき複数名へのヒアリングを実施いただきたいと思います。事業者の見解を伺います。	現時点では事業特性上、直接的な影響を受ける可能性が高いと考えられる分類群である、コウモリ類、鳥類及び植物に関しては複数名へのヒアリングを実施したいと考えております。その他の分類群に関しては現地調査を実施し、更なる専門家へのヒアリングを要すると考えられた場合、実施を検討いたします。
4-3	246	表4.3-14(2) 専門家等へのヒアリング結果概要 (専門家B)	1次	「樹上を利用するリス類や小型のネズミ類は、他の哺乳類よりも変容の影響を受けやすい傾向にあると考える。」及び「面的な変容はそれほど多くないように思うので、リス類やネズミ類には影響については現時点では影響が少ないという印象であるが、」について、前段の小型のネズミ類と後段のネズミ類はそれぞれ例えば何を指しているのか、ご教示ください。	前段の「小型のネズミ類」につきましては、文章の繋がりがから「樹上を利用する」が続く「ネズミ類」にまで修飾してしまわないよう、「樹上を利用するリス類」と「小型のネズミ類」と、当該文章上において誤解なきよう書き分ける意図でした。 専門家のご指摘としては前段、後段共に同じものを指しており、ハントウアカネズミ等のネズミ類になります。
4-4	248	表4.3-14(4) 専門家等へのヒアリング結果概要 (専門家D)	1次	①「文献調査では確認されていないがカシワアカシジミ（キタアカシジミ）、ヒメシロシタバはカシワしか食べない種であり、事業実施想定区域内のカシワ群落に生息している可能性がある。」との専門家のコメントがありますが、方法書においてカシワ群落を昆虫類の調査地点として設定する見込みかご教示ください。 ②「区域内の池沼として、歌島沼は調査を行ってほしい。」との専門家のコメントがありますが、動物を対象として調査を実施する予定か、ご教示ください。また、実施する予定である場合は、調査対象の分類群をご教示ください。	①ご意見を踏まえ、昆虫類の調査地点もしくは調査ルートとして設定する見込みです。 ②ご意見を踏まえ、歌島沼も調査を実施する予定です。調査対象の分類群としては、昆虫類（水生昆虫）のほか、魚類・底生動物を想定しております。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 4-15	258	表4.3-16(1) 動物の重要な種への影響の予測結果	1次		
			2次	当該表において「鳥類」>「水辺」の欄に掲載の種の内、イカル、ヤマシギ、ミサゴ、オオワシ、アカショウビンは「水辺」のほか「樹林」も生息環境であり、また、オシドリは主に「水辺」で生息するものの池や溪流の近くにある木の洞で営巣します。 これらの種は、樹林の直接改変によって、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があると考えられることから、「水辺」の区分にも加える必要があると考えられますが、事業者の見解をご教示ください。	イカル、ヤマシギ、ミサゴ、オオワシ、アカショウビン、オシドリにつきましては、樹林の直接改変によって、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があると考えられることから、「水辺」のほか「樹林」の区分にも加えるよう、方法書において修正いたします。
4-5	261	3. 評価 (動物)	1次	「コウモリ類及び渡り鳥、猛禽類等の鳥類が、事業実施想定区域上空を利用すること等を加味した施設の移動による影響を予測するには、風力発電機設置位置等の情報が必要となる」との記載の風力発電機設置位置等の「等」は風況でしょうか。「等」には何が含まれるのかご教示ください。	主には風力発電機設置位置のほか、風力発電機の高さやブレードの長さといった風力発電機の諸元等の事業計画に関する情報が含まれます。 なお、風況については予測の一部には用いるものの、当該項目では、現時点で得られていない情報を「風力発電機設置位置等の情報」としており、このような現時点で得られていない情報が得られる「事業計画の熟度が高まる方法書以降の手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価を実施する」としてあります。
			2次	留意事項の・1つ目に、「動物の生息状況及び生息場所を現地調査等により把握し」とありますが、方法書では踏査ルートや調査地点は示される予定でしょうか。方法書段階で適切な調査手法となっているのかを確認するためにも踏査ルート等を明示することが必要と考えますが、事業者の見解を伺います。	動物の調査地点については、現地確認を行い、専門家のご意見を踏まえたくうえで、方法書でお示しする予定です。踏査ルートについては、調査前の現地確認のみでは正確な踏査ルートをお示しすることは難しいと考えておりますが、方法書に向けて検討いたします。
4-6	278	② 植物の重要な群落	1次	事業実施想定区域北部に位置するエゾイタヤーシナノキ群集（自然度9）と風力発電機の設置予定範囲が3、4割程度重複していますが、本事業区域及びその周囲において、本群集がまとまって分布している箇所が少ないことから、改変の回避を検討する必要はないでしょうか。本群集の一部が干害防備保安林であることも踏まえて、事業者の見解をご教示ください。	事業実施想定区域北部に分布するエゾイタヤーシナノキ群集は風衝の激しい海岸断崖上部や尾根部の斜面に成立している植生自然度9に該当する自然植生であり、方法書以降に実施する現地調査において、現況の分布状況を把握し、配慮書p.14に記載のとおり、改変を可能な限り回避する方針です。また、その一部が干害防備保安林に指定されていることを踏まえ、洪水を緩和し、又は各種用水を確保する森林の水源涵養機能により、局所的な用水源を保護する保安林としての機能を損ねることのないよう、関係各所と十分協議を行います。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-7	279	(2)評価結果 (植物)	1次	<p>①保護林（寿都カシワ遺伝資源希少個体群保護林）について、「直接改変は行わない計画とすることから、重大な影響はない」と評価していますが、保護林として指定されている区域周辺の森林を開発することにより、保護林内の風倒が発生しやすくなるなど間接的に影響を受ける可能性はないでしょうか。</p> <p>②・2つ目に「事業実施想定区域の重要な群落については、可能な限り必要最小限の改変にとどめる等、重大な影響を低減するよう検討する。」とありますが、p.14には、「本事業の改変を可能な限り回避する」と記載されています。植生自然度10及び9の群落に対し、今後どのような環境保全措置が執られるのか、正しい情報をご教示ください。</p>	<p>①保護林として指定されている区域周辺の森林を開発することにより、保護林内の風倒が発生しやすくなるなど間接的に影響を受ける可能性は考えられます。しかしながら今後、方法書以降に実施する現地調査において保護林周囲の現況の植生の分布状況を把握し、事業計画との重ね合わせによって、影響の程度を検討してまいります。今後実施する現地調査で保護林とその周囲の植生の階層構造や組成を把握した上で、保護林と改変区域との離隔距離等について専門家への意見聴取を行い、その助言を踏まえながら、間接的な影響の回避、低減を行ってまいります。</p> <p>②配慮書p.14に記載のとおり、植生自然度10及び9の群落に対して、改変を可能な限り回避することを検討いたします。</p>
			2次	<p>①「植物の生育状況及び植物群落の現況を現地調査等により把握」とありますが、方法書段階では踏査ルートやコドラート調査地点等は示される予定でしょうか。方法書段階で適切な調査手法となっているのか確認するためにも踏査ルート等を明示することが必要と考えますが、事業者の見解を伺います。</p> <p>②方法書までに寿都カシワ遺伝資源希少個体群保護林の外周域を対象事業実施区域から除外することは考慮しないのか、事業者の見解を伺います。</p> <p>③寿都カシワ遺伝資源希少個体群保護林やその外周域におけるカシワ林の調査結果のほか、北限のブナの生育状況等、現地で確認された学術的に価値のある調査結果については、アセス調査実施以降、関係機関や研究者への情報提供にご配慮ください。</p>	<p>①踏査ルートについては、調査前の現地確認のみでは正確な踏査ルートをお示しすることは難しいと考えておりますが、方法書に向けて検討いたします。コドラート調査地点は、現地に分布している植物群落の状況等を踏まえて設定する必要があるため、準備書でお示しする予定です。</p> <p>②方法書までに保護林を対象事業実施区域から除外するか検討いたします。保護林の外周域については、方法書以降に実施する現地調査の結果を踏まえ、専門家への意見聴取を行い、その助言を踏まえながら、風衝など間接的な影響の回避、低減を図る対策を検討していく予定です。</p> <p>③拝承しました。</p>
追加 4-16	285 ～ 297	4.3.6 景観 表4.3-31 主要な眺望 点からの風 力発電機 見えの大き さ	1次		
			2次	<p>①他の事業者も同地域において、風力発電事業の実施を計画し、多数の風力発電機の建設を計画していることから、景観への累積的影響は懸念されるので、他の事業者とも調整し、景観への影響の低減を図ってください。</p> <p>②表4.3-31において、想定されている風力発電機が全高210mと仮定した場合の最大垂直視野角は約1.1度から90度までの範囲で記載されておりますが、実際の見え方においては、このような垂直見込角に標高差も加わることから、p.296の表4.3.32に示される「垂直視覚と鉄塔の見え方（参考）」の知見と異なる評価となる可能性があるため、各地域の景観保全の観点から、風力発電機の位置・配置や意匠形態に配慮してください。</p>	<p>①他事業者との調整については、今後実施を検討いたします。</p> <p>②ご意見を踏まえ、風力発電機の位置・配置や意匠形態に配慮するよう、事業計画を検討いたします。</p>
4-8	288	表4.3-29 予測評価の 対象とする 主要な眺望 点の設定根 拠	1次	<p>①関係市町村のヒアリングの概要についてお示しください。</p> <p>②「大平山」及び「東山公園スキー場」について、これらは町からの情報で眺望点として選定したとのことですが、眺望に関する情報がHP等ではないことを理由に予測評価の対象として選定していません。情報を提供した関係市町村に眺望方向の確認を実施したのか、予測評価の対象としないことを関係市町村は了承しているのか、それぞれご教示ください。</p>	<p>①関係市町村の窓口担当者様に、配慮書に掲載予定の眺望点の候補をお見せしながらヒアリングを実施いたしました。眺望点の候補に対して、各担当者様も異論等はございませんでした。なお、島牧村の担当者様からは「大平山」及び「狩場山」を、黒松内町の担当者様からは「東山公園スキー場」を参考程度にご教示いただきました。</p> <p>②情報を提供いただいた町村へ、予測評価の対象としては非選定とする旨をお伝えし、了承をいただいております。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-9	293	図4.3-12 主要な眺望 景観 (2) 評価結果 (歌島高 原)	1次	<p>①「歌島高原」の主要な眺望方向に海側がありませんが、公式HPでは「眼下には南国を思わせるきれいな海」と海方向の写真も掲載されており、海側も眺望方向になっていると考えられますが、なぜ主要な眺望方向になっていないのか、理由をお示しく下さい。</p> <p>②「① 主要な眺望点及び景観資源の直接改変の有無」において、「②歌島高原」については、事業実施想定区域に含まれることから重大な影響が及びうる可能性があるが、ビュースポットの直接改変を回避する計画としていることから、重大な影響は低減されていると評価する。」とのことですが、 1) ビュースポットとしている範囲について具体的にお示しください。 2) 「直接改変を避ける」とは、ビュースポットそのものの範囲の改変を避けることを想定しているのでしょうか。</p> <p>③「② 主要な眺望景観の変化の程度」において、「すべての主要な眺望点から風力発電機が視認される可能性はあるが、風力発電機の設置予定範囲を絞り込むことにより、重大な影響は回避又は低減されていると評価する。」とのことですが、「歌島高原」について、どこの眺望地点から、どの眺望方向への眺望を阻害しない配置を想定しているかについてご教示ください。 また、歌島高原を通る道路やNHK中継所付近の全てが風力発電機の設置予定範囲と重複しているようにみえることから、重大な影響は回避又は低減されているとする本評価結果を修正する必要があるか、事業者の見解を伺います。</p>	<p>①公式HPの記載に見落としがあり、申し訳ございません。 方法書以降の手続きにおいて、適切に修正いたします。</p> <p>② 1) 公式HPによると、「NHK中継所付近からの景色が絶景ポイント」との記載があることから、NHK中継所付近がビュースポットであると考えておりますが、展望台はなく、眺望するための立ち位置は特定されていないため、具体的に範囲をお示しすることはできません。 2) 眺望するための立ち位置は特定できないものの、眺望するための場（機能）が消失するような改変を避けることを想定しております。</p> <p>③文献調査において把握している歌島高原のビュースポットは、NHK中継所付近と考えており、主要な眺望方向は島牧村、羊蹄山、海であると把握しております。方法書以降の手続きにおいては現地調査によって利用実態及び主眺望方向を把握するとともに、それらの結果を踏まえ、主眺望方向に配慮した配置を検討いたします。 また、眺望するための場（機能）が消失することのないよう引き続き検討いたしますが、ご指摘を踏まえ、下記の通り評価を修正いたします。</p> <p>「可能な限り風力発電機の設置予定範囲を絞り込むとともに、事業実施想定区域内に位置する「④歌島高原」については眺望するための場（機能）が消失するような計画としないことから、すべての主要な眺望点から風力発電機が視認される可能性はあるものの眺望景観に影響を及ぼす範囲は限定的であるものと評価する。また、以下に示す事項に留意することにより、重大な影響を実行可能な範囲内で回避又は低減することが可能であると評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望点の主眺望方向や主眺望対象、眺望点の利用状況を踏まえて、風力発電機の配置を検討する。 ・主要な眺望点から撮影した写真に発電所完成予想図を合成する方法（フォトモンタージュ法）によって、主要な眺望景観への影響について予測し、必要に応じて風力発電機の配置の再検討等の環境保全措置を検討する。 ・風力発電機の塗装色を自然になじみやすい色（環境融和塗色）で検討する。」

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-9	293	図4.3-12 主要な眺望 景観 (2)評価結果 (歌島高 原)	2次	<p>①前回の審議会での回答の確認ですが、1次回答のとおり歌島高原にはNHKの中継所があることから、風力発電所を設置することで電波障害が生じることが懸念されます。1次質問2-2の回答で、影響がないように計画を進めていく予定との見解でしたが、電波障害に係る影響の発生の可能性について、事業者の見解を伺います。 また、電波障害が生じないよう実施を検討している対策等がありましたらその内容についてご教示ください。</p> <p>②1次回答③において、歌島高原のビュースポットは、NHK中継所付近と考えており、主要な眺望方向は島牧村、羊蹄山、海であると把握しているとのことでしたが、眺望点の出典とされているWebサイトやパンフレット等の情報においては、代表的な方向が抽出されて掲載されている可能性があり、他の方向も眺望方向となる可能性が考えられますので、方法書以降の手続きにおいて実施される現地調査においては眺望方向の把握に十分努めていただくようお願いします。</p> <p>③②のとおり眺望方向は現地調査により適切に把握いただきたいと思いますと考えますが、歌島高原から見える範囲のほぼ全方向が眺望方向となる可能性について、現時点における事業者の見解を伺います。 また、全方向が眺望方向となる可能性が考えられる場合は、主要な眺望方向への影響が限定的となる配置が可能となるのか、見解を伺います。</p> <p>④1次回答③の「眺望するための場（機能）が消失するような改変」とは具体的にどのようなものか、現段階の想定で構いませんのでご教示ください。</p>	<p>①NHKの中継所への電波障害に係る影響の発生について、外部へ委託して調査に着手する予定です。その結果に従い、風車の配置計画を検討します。</p> <p>②方法書以降の手続きにおいて実施する現地調査においては眺望方向の把握に努めてまいります。</p> <p>③現地調査及びヒアリングを実施する前の段階であることから、可能性についての回答となりますが、歌島高原のビュースポットから得られる眺望方向がほぼ全方向となる可能性はあるものの、現地調査の結果、植生や電波塔によって展望が得られない方向も生じている可能性があると考えております。なお、主要な眺望方向への影響が限定的となる配置については、方法書以降の手続きにおいて実施する現地調査及び島牧村へのヒアリングにおいて利用状況及び眺望方向を適切に把握したうえで、風力発電機の適切な配置計画を含めた事業計画を改めて検討することから可能であると考えています。</p> <p>④歌島高原における「眺望するための場（機能）が消失するような改変」とは、現段階では、歌島高原から、公的HPにおいてPRされている眺めである島牧村、羊蹄山、海を望める場に自由な出入りができなくなること、それにより眺望目的で訪れた人も立ち入り不可となる（利用者が0となる）ことを想定しており、そのような改変とならない事業計画を検討してまいります。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-10	293 297	図4.3-12 主要な眺望 景観 (2)評価結果 (泊 - 弁慶 岬段丘)	1次	<p>①景観資源の「泊-弁慶岬段丘」と事業実施想定区域及び風力発電機の設置予定範囲が一部重複しておりますが、風力発電機の設置や、道路新設や既設道路の拡幅等の土地の改変行為を実施することを想定しているのか、ご教示ください。</p> <p>②「「泊 - 弁慶岬段丘」については、事業実施想定区域と一部重複しているものの、事業実施想定区域を絞り込むことにより、重大な影響は低減されていると評価する。」と記載されておりますが、区域の絞り込みや最適な工法の採用によって、影響が低減されているかの評価は、今後、どのように実施する予定かご教示ください（学識経験者等の第三者に確認をされる場合はその旨も回答に含めてください。）。</p>	<p>①配慮書段階では、詳細な風力発電機の設置や道路の予定位置が定まっていないため、今後計画を進めていく中で可能な限り改変を回避いたします。</p> <p>②事業実施想定区域の絞り込みを行い、絞り込みを行った後の対象事業実施区域と景観資源図との重ね合わせによって影響が低減されているかの評価を実施いたします。</p>
			2次	<p>1次回答②において、景観資源である「泊-弁慶岬段丘」については「事業実施想定区域の絞り込みを行い、絞り込みを行った後の対象事業実施区域と景観資源図との重ね合わせによって影響が低減されているかの評価を実施」するとの回答がありました。が、</p> <p>①「泊 - 弁慶岬段丘」について専門家や観光協会等にヒアリングを実施し、各改変予定区域の重要性を把握し、その上で改変を回避する必要がある区域の選定をするといったことは実施されないということでしょうか。</p> <p>また、このようなヒアリングを予定していない場合、景観資源図からの情報のみで影響が低減されているかを判断するための情報は足りるのでしょうか。事業者の見解を伺います。</p> <p>②当該評価には、段丘の直接改変だけでなく、歌島高原や本目岬からの眺望の変化による影響が低減されているかの評価も含まれているのでしょうか。</p> <p>各眺望点等から当該景観資源を眺望する際の変化に係る影響についても評価する必要性が考えられますが、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>①「泊 - 弁慶岬段丘」について現時点では専門家や観光協会等へのヒアリングは想定しておりませんが、事業計画の検討にあたっては、既存道路を活用し、改変面積を最小限に抑えることで、影響を実行可能な範囲で低減する方針としております。</p> <p>影響が低減されているかの判断については、準備書においてフォトモンタージュを作成し、各主要な眺望点から望む「泊 - 弁慶岬段丘」について眺望景観の変化の状況を把握し、影響の低減度を評価いたします。</p> <p>②ご指摘の評価の文章は配慮書 p297の「①主要な眺望点及び景観資源の直接改変の有無」の段落の文章であり、眺望景観の変化については、p297の「②主要な眺望景観の変化の程度」において述べております。従って、当該評価には眺望の変化による影響が低減されているかの評価は含んでおりません。各眺望点から当該景観資源を眺望する際の主要な眺望景観については、「発電所における環境影響評価の手引」（令和7年2月）において、「主要な眺望景観とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する景観をいう。」との記載があることから、現地調査の結果を踏まえたフォトモンタージュを作成し、準備書において評価を実施いたします。</p>
4-11	293 297	図4.3-12 主要な眺望 景観 (2)評価結果 (歌島沼)	1次	<p>事業実施想定区域内に位置している「歌島沼」について、</p> <p>①風力発電機の設置に伴う直接的な改変を行わないとしていますが、歌島沼を眺望する眺望点は存在しないのか、ご教示ください。</p> <p>②今後どのようにして調査、予測及び評価を実施していく予定か、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>①公的HP及びヒアリングにおいて、歌島沼を眺望対象とするビュースポットは確認されておりません。引き続き情報収集に努め、歌島沼を眺望するビュースポットが特定された場合には、主要な眺望点への追加選定を検討いたします。</p> <p>②事業実施想定区域の絞り込みを行い、景観資源図との重ね合わせ及び事業計画との照らし合わせによって影響が低減されているかの評価を実施いたします。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-12	297	① 主要な眺望点及び景観資源の直接改変の有無 ② 主要な眺望景観の変化の程度	1次	<p>①に「『②歌島高原』については、事業実施想定区域に含まれることから重大な影響が及びうる可能性があるが、ビュースポットの直接改変を回避する計画としていることから、重大な影響は低減されていると評価する。」、②に「すべての主要な眺望点から風力発電機が視認される可能性はあるが、風力発電機の設置予定範囲を絞り込むことにより、重大な影響は回避又は低減されていると評価する。」との記載がありますが、「歌島高原」においてはp. 295では垂直視野角≤ 90度とされています。景観に重大な影響を及ぼすことが懸念されますが、環境融和塗色を施すなどの対策で、重大な影響の回避又は低減は可能なのでしょうか。垂直視野角がどの程度になるまで低減することを想定しているのか、それとも、垂直視野角が大きくても一定の条件を満たすことで影響を低減することが可能と考えているのか、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>また、歌島高原について、区域北部の風力発電機の設置予定範囲内の端（南端と東端）に風力発電機を設置した場合の垂直視野角の見込みをご教示ください。</p>	<p>配慮書においては、「②歌島高原」のビュースポットから最も近い位置に風力発電機が建設されたと仮定し、また、地形及び植生による遮蔽を考慮していない予測結果をお示ししております。景観においては垂直視野角のみならず、現地調査結果を踏まえた、主要な眺望点の利用状況及び主眺望方向といった複数の要因を踏まえた評価結果が重要であると考えており、垂直視野角が大きくても、利用状況や主眺望方向に配慮した事業計画とすることで、景観への影響を低減できるものと考えております。</p> <p>また、区域北部の風力発電機の設置予定範囲内の南端に風力発電機が建設されたと仮定し、また、地形及び植生による遮蔽を考慮していない場合の垂直視野角は約5.3度、東端の場合は約8.5度となります。</p>
			2次	<p>① 1次回答の「垂直視野角が大きくても、利用状況や主眺望方向に配慮した事業計画とすることで、景観への影響を低減できる」と考えている旨の回答についての確認ですが、利用状況を調査して把握したビュースポットの直接改変を回避し、また主眺望方向に該当しない方向に仮に風車を設置できたとしても、本事業においては最大高さ143.5～210mの風車の設置が計画されていることから、重大な影響を回避又は十分に低減できる配置とすることは、歌島高原において可能なのでしょうか。事業者の見解を伺います。</p> <p>② フォトモニタージュ作成時は、風力発電設備が視認しやすい晴天の日を想定して作成するとともに、眺望点やゾーニング区分毎に四季（春季・夏季・秋期・冬期）を通して、人が見た印象に近いとされる焦点距離50mm（35mmフィルム換算）で撮影した写真で複数枚作成してください。</p> <p>③ 「②主要な眺望景観の変化の程度」の留意事項に記載のフォトモニタージュの作成について、近隣に位置する「狩場茂津多道立自然公園」及び「太平山自然環境保全地域」については面的に広がっていることから、図書に示された眺望点（弁慶岬、太平山）だけでなく、これら自然公園等の利用状況を確認の上、追加すべき地点を調査し、それらの地点からのフォトモニタージュを作成いただき、眺望景観への影響予測を幅広く実施いただきたいと思いますと考えますが、事業者の見解を伺います。</p>	<p>① 利用状況を調査して把握したビュースポットの直接改変を回避し、主眺望方向の景観に極力配慮した配置を検討することで、低減は可能と考えております。加えて、眺望利用がしやすくなるような場の創出や、環境学習の場としての活用についても自治体と相談いたします。</p> <p>② フォトモニタージュ作成時は、風力発電設備が視認しやすい晴天の日を想定して作成するとともに、眺望点やゾーニング区分毎に四季（春季・夏季・秋期・冬期）を通して、人が見た印象に近いとされる焦点距離50mm（35mmフィルム換算）でも撮影いたします。</p> <p>③ 「狩場茂津多道立自然公園」及び「太平山自然環境保全地域」において現時点で主要な眺望点として選定していない地点については、引き続き情報収集に努めるとともに関係機関へのヒアリングを行い、公的なHPや観光パンフレット等に眺望の情報が掲載されていること、眺望利用の可能性のある地点であること、不特定かつ多数の者が利用する地点であること、可視領域図で可視の地点であること、風力発電機が垂直視野角1度以上で視認される可能性がある範囲内に位置している地点であることも確認の上、ビュースポットが特定された場合には、主要な眺望点への追加を検討いたします。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-13	298	表4.3-33 主要な人と自然との 触れ合いの活動の場及びその概要	1次	<p>①歌島高原はパラグライダーのフライトエリアとして利用されているとのことですが、風力発電機建設後もこの活動は実施できるのかご教示ください。</p> <p>また、パラグライダーを行っている関係団体との調整の実施の有無と、調整している場合はその概要を、調整していない場合は今後の協議予定（方法書作成前には行うなど）をお示しください。</p> <p>②風力発電機建設後に歌島高原内への入場は規制されるのかご教示ください。</p>	<p>①関係団体との調整は実施中です。これまで、歌島高原でパラグライディングを企画運営されている北海道ハング・パラグライディング連盟さまに対して、事業概要および配慮書段階での事業実施想定区域について説明しております。同連盟さまからは、現時点では中立的な立場であるとのコメントを頂いております。今後も、同連盟様との協議を重ねてゆく予定です。</p> <p>②現時点では、風力発電機運転開始後に歌島高原内への入場規制は想定していませんが、関係自治体さま、地元住民・関係者さまのご意見も賜りながら、入場規制の是非について検討してゆく考えです。</p>
			2次	<p>1次質問①について、風力発電機建設後にパラグライダーを利用した活動が可能かの回答がありませんので、ご回答ください。また、活動が可能である場合、パラグライダーのフライトエリアに風力発電機が存在することは、安全面を考慮した場合に問題とならないのか、事業者の見解を伺います。また、このことも含めて関係団体と協議しているのか、ご教示ください。</p>	<p>風力発電機建設後にパラグライダーを利用した活動が可能かについて、北海道ハング・パラグライディング連盟さまとの協議では中立的なコメントを得ていますが、今後もフライトエリアの確認や変更など十分に相談する予定であり、安全面を最大限に考慮し風力発電所とパラグライディングの共存を図っていきたいと思います。</p>
追加 4-17	302	表4.4-1(2) 重大な環境影響が考えられる項目 についての評価の結果	1次		
			2次	<p>①評価結果に記載のとおり、バットストライクやバードストライクが生じる可能性など、野生鳥獣への影響が懸念されることから、影響が回避又は十分な低減が図られるよう、調査、予測及び評価の手法については、専門家等からの助言を得ながら十分に検討してください。</p> <p>②当該表の「方法書以降の手続き等において留意する事項」に累積的影響に関する記述がありませんが、特に鳥類、コウモリ類については、累積的影響が懸念されるため、既設風車の設置事業者や、環境影響評価手続中の他事業者からの情報収集に努め、当該情報を調査、予測及び評価の手法の検討並びに風車配置の検討に活用してください。</p> <p>③底生生物、特にニホンザリガニやカワシンジュガイ等の絶滅危惧種に関して、沢筋等の改変による影響が生じる可能性があることから、専門家等から助言を得ながら、これら絶滅危惧種への影響の調査、予測及び評価の手法が適切なものとなるよう十分に検討してください。</p>	<p>①拝承しました。</p> <p>②累積的影響については、既設風車の設置事業者や、環境影響評価手続中の他事業者からの情報収集に努め、当該情報を調査、予測及び評価の手法の検討並びに風車配置の検討に活用いたします。</p> <p>③拝承しました。</p>

5. その他に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
			1次		
			2次		